

## 常磐会短期大学 共同研究規程

### (目的)

第1条 本学の教員の共同研究を促進することによって本学の教育・研究を向上させることを目的とする。

### (対象となる研究課題)

第2条 本学の発展に必要と考えられる分野の研究課題で、2・3年程度で上記目的にそった成果が期待される課題であること。

(1) 本学専任教員2名以上の研究グループ、もしくは専任教員2名以上を含む次の研究グループで推進される研究課題であること。

ア. 産業界及び国内外の大学等との共同研究グループ

### (共同研究課題の提出)

第3条 共同研究の計画書を作成し、学長に提出する。この計画書には、下記事項を具体的に、できるだけ詳細に記入すること。

- (1) 研究目的及びその達成のための研究計画・方法
- (2) 研究費の内訳明細
- (3) 研究者相互の関係、分担
- (4) 研究成果の見通し
- (5) 本課題に関する現在までの研究状況の概要

### (審査の決定)

第4条 教授会の議を経て学長が決定する。

### (義務)

第5条 採択された共同研究については、代表者はその成果または経過を教授会に報告し、また成果については公表しなければならない。

### (改廃)

第6条 この規程の改廃は教授会において審議し、理事会が行う。

### 附 則

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

### 附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。